

事務連絡
平成27年1月26日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産青とうがらしのフルキンコナゾール)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取り扱いについて、平成26年12月25日付け食安輸発1225第1号により通知したところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、韓国産青とうがらし及びその加工品については、フルキンコナゾールに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

平成27年1月22日現在のフルキンコナゾールに係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 一般財団法人 食品環境検査協会
- (2) 一般財団法人 新日本検定協会
- (3) 一般財団法人 日本冷凍食品検査協会
- (4) 一般財団法人 マイコトキシン検査協会